

# 西宮市脱炭素社会に向けたロードマップ策定等支援業務仕様書

## 1. 委託業務の名称

西宮市脱炭素社会に向けたロードマップ策定等支援業務

## 2. 業務の目的

本市は、令和3年2月に2050年までにCO<sub>2</sub>排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

国において令和3年6月に「脱炭素ロードマップ」が示されたことから、本市でも2030年及び2050年の中長期的な展望の中で、脱炭素社会の実現に向けた持続可能な具体的な施策を検討し、推進していく必要がある。特に本市では、2030年に向けて公共施設群の電気使用ベースでのゼロカーボン達成を計画している。

また、令和3年6月の地球温暖化対策推進法の改正により、再生可能エネルギーの利用の促進に関して目標を定めるものとされたため、現行の「第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の令和6年度からの後期計画には市域の再生可能エネルギーの導入目標を設定する必要がある。

これらに対応するために、

- (1) 市域の再生可能エネルギーの導入可能性の検討と再生可能エネルギー導入目標（案）の策定
- (2) 公共施設等における再生可能エネルギーの導入可能性の調査
- (3) 市域の脱炭素に向けたロードマップの策定と具体的な施策の提案

の三つの事項についての業務を行う。

なお、本業務は、環境省の補助事業「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（以下、「環境省補助事業」という。）」の活用し実施する予定である。

## 3. 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

## 4. 業務の内容

### (1) 市域の再生可能エネルギーの導入可能性の検討と再生可能エネルギー導入目標等（案）の策定

#### ① 基本的事項の整理

西宮市の次の自然的、社会的諸条件、都市の特性、市内の地域特性（南北部の住環境・自然環境の違いなど）、地域の課題などを踏まえた再生可能エネルギーの導入を検討するうえで必要な基礎資料を作成する。

- 気象条件（日照、風況、気温等）
- 土地利用、人口の推移
- ごみ、上下水道の整備状況
- 産業の状況（農林水産業、製造業、商業、観光等）
- 再生可能エネルギーの導入状況
- エネルギーの消費の状況
- 今後、開発の見込まれる区画 等

#### ② 市域における再生可能エネルギー賦存量・利用可能量調査

①で整理した本市の地域特性等を踏まえて、再生可能エネルギー全般にわたる賦存量及び利用可能量の調査を行う。

ア 再生可能エネルギー種別ごとの賦存量

イ 再生可能エネルギー種別ごとの利用可能量

利用可能量については、さまざまな制約要因（土地利用、法規制、利用技術、経済性など）の考慮の仕方により結果が異なることから、複数の条件下における利用可能量を算定すること。

この際、兵庫県の「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」第6条第1項に規定する「太陽光発電施設等の設置等に関する基準」や西宮市の「太陽光発電施設 設置・管理に関するガイドライン」に記載のある「太陽光発電設備の設置が望ましくないエリア」など環境保全を優先するエリア、太陽光発電等の導入が可能なエリア等に区分し、ゾーニングマップを作成すること。

ウ 再生可能エネルギー技術の調査

最新の導入事例や将来的な技術展望について調査し、本市の地域特性を踏まえ将来的な導入可能性についても検討し、提案すること。

③ 事業者に対する再生可能エネルギー導入の意向等調査の実施・分析

CO<sub>2</sub>排出量の多い事業者や事業所の敷地面積の広いプラント系の事業者などに対し、再生可能エネルギー導入やその他CO<sub>2</sub>排出量削減の取組状況や今後の計画・意向などを把握するため、調査を実施する。（調査対象事業所 200 件以上）

④ 市域における再生可能エネルギー導入目標等（案）の策定

以上の検討及び次の（2）における検討を踏まえて、導入可能な再生可能エネルギーについての基本方針（案）、種別ごとの導入目標（案）及び重点的に取り組むべき事業（案）を提案する。

重点的に取り組むべき事業（案）の提案にあたっては、次の事項を示すこと。

- 導入すべき再生可能エネルギーの種別および量
- 再生可能エネルギー導入場所、導入方法、体制
- 再生可能エネルギー導入効果（二酸化炭素削減量評価、費用対効果、社会的効果、経済的効果など）

## （2）公共施設等における再生可能エネルギーの導入可能性の調査

① 再生可能エネルギー設備導入の実現可能性の高い公共施設の選定

各公共施設のエネルギー需要量、施設寿命、構造・面積、災害時における避難所機能のレジリエンス強化などを総合的に勘案し、再生可能エネルギー設備（蓄電池その他付帯設備を含む）の導入効果が高いと思われる公共施設を選定し、電気・建築図面等の確認及び現地調査を行う。

これらの調査を踏まえ、個別の施設での再生可能エネルギー設備の導入について、発電容量や運用・維持・管理等を含めた採算性の検証（費用対効果）、PPA等の手法の活用など整理したうえで、実現可能性の高い施設を選定する。

② 再生可能エネルギー設備導入の実現可能性の高い市所管の未利用地の選定

市が所管する未利用地において、その性状等を踏まえ、再生可能エネルギー設備の導入可能な候補用地を図面等の確認及び現地調査を実施し選定する。

これらの調査を踏まえ、個別の用地での再生可能エネルギー設備の導入について、発電容量や運

用・維持・管理等を含めた採算性の検証（費用対効果）、P P A等の手法の活用など整理したうえで、実現可能性の高い用地を選定する。

### **(3) 市域の脱炭素に向けたロードマップの策定と具体的な施策の提案**

#### **① 趣旨**

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、2030年まで及び2050年までの大きく分けて二段階のプランでの市域における脱炭素ロードマップとその中に盛り込む具体的な施策等について、脱炭素先行地域への応募の可能性も視野に入れた提案を行う。

#### **② 具体的な施策の提案**

具体的な施策の提案に当たっては、都市部に立地する本市の特性や地域課題を踏まえること。また、(1)(2)で整理した再生可能エネルギー導入の可能性のほか、公共施設における省エネ改修やエネルギーマネジメントの想定、廃棄物発電の活用、P P Aなどの手法の活用、電気自動車など電動車の導入、各施設間のエネルギーの融通、再生可能エネルギー由来の電力や非化石証書付き電力の調達などが実用化され、または実用化されつつある技術を想定し、2050年に向けては、メタネーションやCO<sub>2</sub>の回収・貯留など大幅な技術革新が見込まれる技術を見込んだものとする。その他、他地域との連携なども視野に入れること。

#### **③ 公共施設における取組について**

特に、2030年に向けて(2)、(3)①～②の検討を踏まえ、公共施設群の電気使用ベースでのゼロカーボン達成に向けたシナリオを盛り込むこと。

### **(4) 推進体制・推進方法の検討**

受託者は、脱炭素ロードマップ策定後の各施策を実現させるための推進体制、推進方法及び推進スケジュールについて具体的な提案を行うこと。

### **(5) 報告書の作成**

(1)から(3)までの調査・検討内容に関する報告書を作成すること。また、本編を要約したもの(概要版)をあわせて作成すること。

### **(6) 会議の運営補助及び事務手続き等に関する支援協力**

西宮市環境計画推進パートナーシップ会議地球温暖化対策部会及び西宮市環境政策推進会議(合計年4回程度)における配布資料を作成するとともに、会議に出席した上で、資料及び議事録を作成し、必要に応じて説明を行うこと。また、本事業の実施に伴い必要となる事務手続き(国等へ提出する各種資料の作成及び会議での説明等)について支援、協力をする。

### **(7) その他**

その他、本業務の目的を達成するために、受託者において追加した方がよいと考える調査・検討項目がある場合は、本市へ提案を行うこと。

## **5. 成果物**

本市及び環境省への報告のため、報告書を2部とそのデータを作成のうえ提出すること。

また、推計等に使用した電子データ(Excel等)一式も提出すること。

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権等は、西宮市が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる委託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

## 7. 秘密の保持及び個人情報の保護等

受託者は、本業務において入手した市独自の情報、個人情報等が正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講じること。個人情報を扱う場合は、西宮市個人情報保護条例その他、個人情報に関するすべての関係法令を遵守すること。

## 8. 支払い方法

業務完了払いとする。

## 9. その他

- (1) 本業務は、環境省が実施する「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用して実施する予定のため、当該補助金の公募要領等により、業務の意図及び目的を十分に理解して、業務の遂行に努めなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、本市の各種報告書、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル、地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料等を熟読し、本市の地域特性に配慮した調査を実施のうえ、次年度以降の再生可能エネルギー導入目標及び脱炭素化に向けたシナリオの作成に活用可能な成果物とすること。
- (3) 本仕様書に明記していない事項については、市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務の全部若しくはその主たる部分又は費用の50%を超えるものを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 受託者は、(4)に違反しない範囲で業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に書面で報告し、市の承諾を得なければならない。また、業務完了後は、市の指定する方法により、(4)に違反していないことを報告しなければならない。
- (6) 受託者は、業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、作業場所であっても、情報等の複写及び閲覧は必要最小限に留めなければならない。万一、情報等に関する受託者等からの外部流出が発生した場合には、受託者等の故意・過失にかかわらず、市又は第三者において発生した損害について、受託者がその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。
- (7) 受託者は、国や市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意

をもってこれに当たるものとし、その内容については市に報告しなければならない。

- (8) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。
- (9) 受託者は、市担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打合せを行うこと。  
また、受託者は協議・打合せの都度、記録簿を作成し、概ね1週間以内に市に提出すること。市との協議・打合せについては、西宮市役所において行う。ただし、軽易なものや新型コロナウイルス感染拡大防止のために、WEB会議等（例：ZOOM）で行うことができる。
- (10) 受託者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行ってはならない。